

### 書類の送達先を代理人とする申出書

国税不服審判所長

審査請求人（参加人）

（住所・所在地） 〒 -

（ふりがな）（ \_\_\_\_\_ ）

（氏名・名称）

印

（法人の場合、代表者の住所） 〒 -

（法人の場合、代表者の氏名、ふりがな）

（ \_\_\_\_\_ ）

印

下記1の審査請求に関する行為を行う権限を下記2の代理人に委任し、「代理人の選任届出書」を提出したので、当該審査請求に係る下記3の書類の送達先を代理人とすることを申し出ます。

#### 記

1 審査請求

原 処 分

\_\_\_\_\_

2 代理人

（住所・所在地）

〒 -

（ふりがな）（ \_\_\_\_\_ ）

（氏名・名称） \_\_\_\_\_

（ 職 業 ） \_\_\_\_\_

（連絡先(電話番号)） \_\_\_\_\_

（ \_\_\_\_\_ ） \_\_\_\_\_

3 送達先を代理人とする書類（いずれかの番号に○を付してください。）

(1) 答弁書副本、裁決書謄本その他審査請求に係る一切の書類

(2) (1)の書類のうち、裁決書謄本以外の書類

(3) その他（具体的に記載）

※ 国税通則法第109条に規定する参加人がこの申出を行う場合には、次の欄に審査請求人の氏名等を記載してください。

（住所・所在地） \_\_\_\_\_

（氏名・名称） \_\_\_\_\_

## 「書類の送達先を代理人とする申出書(5号)」の書き方

この「書類の送達先を代理人とする申出書(5号)」は、「税務代理権限証書」や「代理人の選任届出書(3号)」等を提出して、審査請求に係る一切の行為を代理人に委任している場合に、国税不服審判所から送達等する書類の送達先に代理人宛を希望する場合に使用します。

なお、「代理人の選任届出書(3号)」を提出した際に、送達先を代理人とする書類について既に記載している場合には、この申出書を提出いただく必要はありません。